

お取引先様 各位

2021年1月13日

島田電機株式会社
代表取締役 島田正美

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けての勤務体制について

1月7日に政府より一都三県における「緊急事態宣言」が発令され、当社の本社において時短勤務を実施しておりますが、本日大阪府を含めた他府県にも緊急事態宣言が発令される予定となっております。つきましては下記の通り大阪営業所も時短勤務の対象とさせて頂くことといたしました。

引続き下記時間帯以外は、原則メール・FAXにてのご対応をお願いいたします。ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施事業所 本社および大阪営業所

2. 実施期間

2021年1月14日（木）～緊急事態宣言解除日

（※本社は1月7日（金）から実施済み）

3. 実施内容

始業時刻：午前9時30分

終業時刻：午後4時30分

なお、今後の情勢により実施期間等は変更する場合がございますので、予めご了承をお願いいたします。

以 上